

第12期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月22日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)

場所

東京都台東区西浅草3丁目17番1号
浅草ビューホテル3階「祥雲Ⅲ」

議案

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する
退職慰労金贈呈の件

インターネットによる議決権行使期限

2023年6月21日(水) 午後6時入力完了分まで

書面(郵送)による議決権行使期限

2023年6月21日(水) 午後6時到着分まで

株主様へのお知らせ

- 本株主総会は、株主様の安全を第一に考え、感染症予防のため、対策を講じて開催させていただきます。
詳細につきましては、9ページをご参照ください。
- 株主総会にご出席の株主様へのおみやげはご用意しておりません。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

証券コード:6249



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6249/>



- 1** 次世代に通用する最高の商品・
サービスを提供し、社会に貢献します。

We contribute to society by providing the best products and services for the next generation.
- 2** 常に挑戦を続け、
新しい価値の創造を目指します。

We will continue to take on new challenges and We aim to create new value.
- 3** 全社員が最高のパフォーマンスを発揮できる
環境を整え、継続的な成長を目指します。

We aim to grow by creating an environment that allows us to perform at our best.

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第12期定時株主総会の招集ご通知をお届け申し上げます。



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第12期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりまして、ひとことごあいさつ申し上げます。

2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）は、新型コロナウイルス感染症による経済制限に対し世界的に行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進んだものの、原材料価格の高騰により、引き続き不透明な状況が続いております。そのような中、当社グループの顧客先であるパチンコホールでは、2022年11月よりスマートパチスロの導入がスタートし市場で好評を得たことに伴い、弊社ユニットも多くの引き合いを頂いた結果、大幅な増収増益を達成することができました。なお、2022年度の期末配当金につきましては、1株につき17.5円とさせていただきます、中間配当金17.5円とあわせ年間配当金は35円とさせていただきます。

配当につきましては、財務面での健全性を維持しつつ、安定配当を行うことを基本方針としております。

今期は、事業会社である日本ゲームカード株式会社が創立35周年にあたりますので、今期の配当予想は、通常配当金の年間35円に加えて、35周年の記念配当として、上期に5円の配当を行い合計40円の配当を実施させていただきます。

今期も前期に引き続きスマート遊技機対応ユニットの引き合いが強いと考えております

調達面では、不透明な状況が続いておりますが、ビジネスチャンスを逃さぬよう対処していく所存であります。

新たな事業領域の構築を含め、グループ一丸となり中長期の成長を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

代表取締役社長 **鈴木 聡**

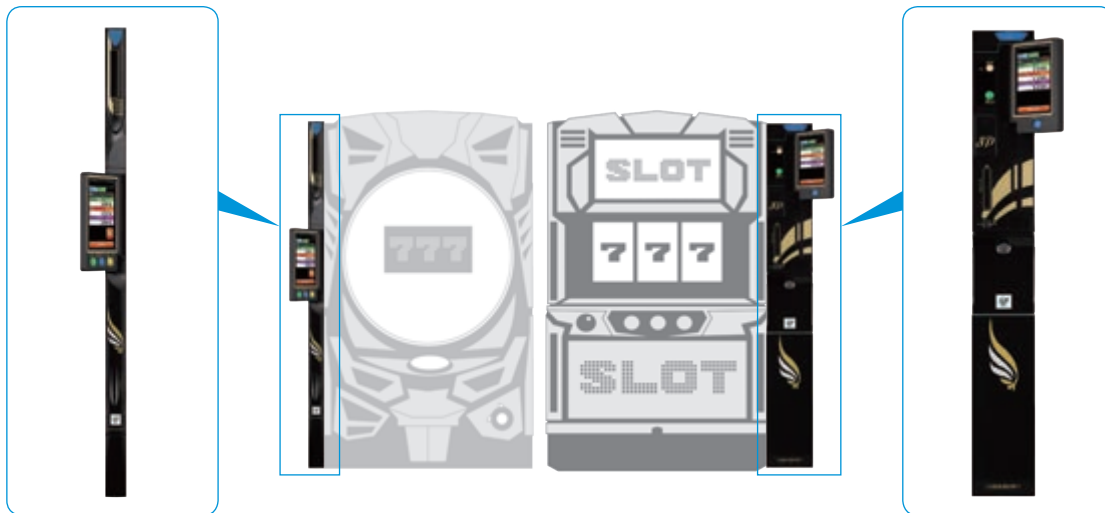
1 「スマート遊技機」 対応ユニット発売

2022年11月、メダルレスの新しい遊技機「スマートパチスロ」が販売され、弊社のスマートパチスロ対応ユニットも同時に発売となりました。また、2023年4月からは「スマートパチンコ」の販売も始まり、今後は従来の遊技機が徐々にスマート遊技機に置き換わっていくことが考えられます。

当社は設立以来、プリペイドカードシステムを通じて業界の健全な発展に貢献することをミッションとして、お客様であるパチンコホールにとって最高の商品・サービスを提供し、ファンの皆様に安心と楽しさを提供してまいりました。

今回、スマート遊技機並びにスマート遊技機対応ユニットが導入されることにより、電子データでの遊技となり、不正行為の撲滅や、メダルや玉に触れることなく遊技できることなどから、お客様の遊技環境の向上などが見込まれます。

今後もカードシステムを通じて様々なサービスを展開してまいります。



2 キャッシュレスに新たな選択肢を

当社は設立以来、プリペイドカードシステムを通じて業界の健全な発展に貢献することをミッションとして、お客様であるパチンコホールにとって最高の商品・サービスを提供し、ファンの皆様に安心と楽しさを提供してまいりました。

業界唯一の第三者発行型決済を実施し、2012年には、資金移動業者登録をし、業界のリーディングカンパニーとして事業を行っていましたが、余暇の多様化などを背景に、業界の市場規模が年々縮小傾向にあることを踏まえ、このたび、株式会社NCLを設立し、今まで自社で培ってきたノウハウを生かした「キャッシュレス事業」参入への準備を開始することにいたしました。

3 企業版ふるさと納税や協賛の実施

当社は、持続可能を実現するサステナビリティへの取り組みの一助として、SDGsへの取り組みに積極的な団体への協賛や、企業版ふるさと納税等を活用して進めております。当社としてできる取り組みを今後とも継続してまいります。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



株主各位

証券コード 6249
(発送日) 2023年6月7日

東京都台東区上野一丁目1番10号
株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
代表取締役社長 鈴木 聡

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
<https://www.gjhd.jp>



株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/6249/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、当社証券コード「6249」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）において、賛否をご入力の上、**2023年6月21日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。**

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、**2023年6月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。**

敬 具

- 1 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
- 2 場 所 東京都台東区西浅草3丁目17番1号 浅草ビューホテル 3階「祥雲Ⅲ」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 3 目的事項 報告事項 1. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 4 議決権行使にあつての注意事項
- ・ 議案に対する賛否についてのお取り扱い
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ・ 複数回議決権を行使された場合のお取り扱い
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - ・ 代理人より議決権を行使される場合のお取り扱い
委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお代理人の資格は、議決権を行使できる他の株主様1名に限るものとさせていただきます。
 - ・ 後述の【議決権行使についてのご案内】もあわせてご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月21日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

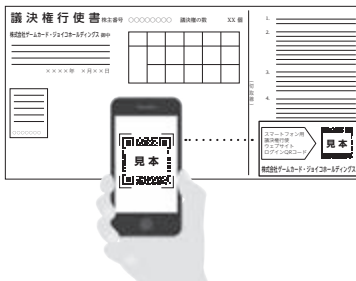
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

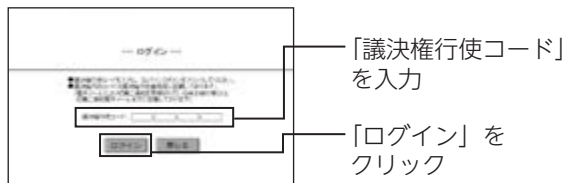
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

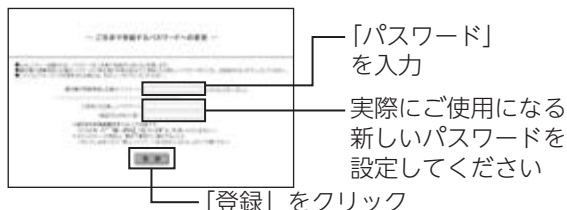
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主様へのご案内

株主総会における感染症リスクを避けるため、以下の措置を講じさせていただきます。
株主様には、ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解及びご協力をお願い申し上げます。

- 運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 受付付近及び会場入口にアルコール消毒液を設置いたしますので、入退場の際はご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りする場合がございます。
- 感染予防のため、会場の座席は間隔を広げた配置とさせていただきます。そのため、ご準備できる座席には限りがございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主総会の議事は、感染予防のため開催時間を短縮する観点から、事業報告及び議案の詳細の説明は省略させていただきますことを予定しております。
株主様におかれましては、事前に本招集ご通知記載の事業報告及び株主総会参考書類を十分にご確認いただきますようお願い申し上げます。

■ 上記対応の更新、開催日時等の変更

感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応内容を更新する場合や、開催日時・開催場所を変更する場合がございます。インターネット上の**当社ウェブサイト (<https://www.gjhd.jp>)**に掲載させていただきますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役5名が任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	鈴木 聡 <small>すずき さとる</small>	代表取締役社長	再任
2	原 明彦 <small>はら あきひこ</small>	取締役	再任
3	塚野 信明 <small>つかの のぶあき</small>	—	新任
4	榎本 善紀 <small>えのもと よしのり</small>	社外取締役	再任 社外
5	石原 明彦 <small>いしはら あきひこ</small>	—	新任 社外

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号

1

すず き
鈴木

さとる
聡 (1967年6月7日生)

所有する当社の株式数…………… 2,300株

取締役会出席状況…………… 6/6回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1991年4月	ベンホーガンコーポレーション (米国) 入社	2017年6月	当社社外取締役
2015年6月	マミヤ・オーピー株式会社 代表取締役社長	2022年6月	日本ゲームカード株式会社 取締役副社長
2015年6月	エフ・エス株式会社 代表取締役社長	2022年6月	当社代表取締役社長 (現任)
		2023年4月	日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたる製造業での企業経営経験と豊富な知見により、当社グループの経営基盤の強化と企業価値向上のため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

はら
原

あき ひこ
明彦 (1962年1月15日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 6/6回

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1995年4月	日本レジャーカードシステム株式会社 (現：日本ゲームカード株式会社) 入社	2018年4月	当社管理本部統括部長
		2020年4月	日本ゲームカード株式会社 執行役員管理本部副本部長
2008年10月	日本ゲームカード株式会社 新規事業部長	2021年6月	当社取締役 (現任)
		2022年6月	日本ゲームカード株式会社 取締役管理本部副本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

商品企画・開発関連業務・営業といった子会社の主要業務を経験し、総務・人事・経理・財務などの統括管理業務を担当するなど、その経験と見識を活かし、企業価値の向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

つかの のぶ あき
塚野 信明 (1961年9月10日生)

所有する当社の株式数…………… 900株

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1994年 6月	日本ゲームカード株式会社 入社	2011年 4月	同社執行役員営業副本部長
2002年 4月	同社営業第二部長	2017年 2月	同社執行役員営業本部長
2009年 6月	同社大阪営業部長	2020年 6月	同社取締役営業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

長年にわたり子会社の営業を経験し、営業部門を統括してきた知見を活かし、当社の課題や当社として取るべき施策などについて適切な意思決定に寄与していただくことを期待しております。

候補者番号

4

えの もと よし のり
榎本 善紀 (1968年9月27日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 3/4回

再任

社外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1988年 3月	株式会社ユニオン (現：株式会社京楽) 入社	2006年 8月	京楽産業、株式会社 代表取締役社長 (現任)
1996年 6月	株式会社ハックベリー (現：株式会社京楽産業ホールディングス)	2008年 6月	株式会社まさむら遊機 (現：株式会社オッケー一.) 取締役 (現任)
	代表取締役社長 (現任)	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験及び業界に対する知見に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し、有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

い し はら あ き ひ こ
石原 明彦 (1962年9月9日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

新任

社外

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1986年 4月	株式会社SANKYO入社	2020年 6月	同社取締役副社長執行役員 経営企画部長
2012年 6月	同社取締役専務執行役員管 理本部長	2021年 4月	同社代表取締役副社長執行 役員
2020年 4月	同社副社長執行役員経営企 画部長	2021年 6月	同社代表取締役社長COO
		2022年 4月	同社代表取締役社長 CEO (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の重要事項の決定に際し、有用な意見・助言をいただけるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したことによるものであります。業界全般の抱える課題と当社として取るべき施策などについて、適切な助言を頂戴するなど、妥当且つ適切な意思決定に寄与していただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 榎本善紀氏、石原明彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 榎本善紀氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 榎本善紀氏の取締役会出席状況は、2022年6月23日の就任後に開催された取締役会を対象としております。
5. 当社は、榎本善紀氏、石原明彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、各氏の選任が承認可決された場合、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、各取締役候補者との間で補償契約を締結しておりません。また、現時点において締結予定もありません。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案**監査役3名選任の件**

本定時株主総会終結の時をもって監査役3名が任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	<small>はたやま</small> 畑山 <small>さとる</small> 悟	—
2	<small>ほりうち</small> 堀内 <small>ふみたか</small> 文隆	—
3	<small>とけし</small> 渡慶次 <small>のりひこ</small> 憲彦	—

新任 新任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

は た や ま
畑 山

さ と る
悟

(1960年9月20日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

新任

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1984年4月	株式会社協和銀行 入行	2014年2月	株式会社たらみ執行役員営業本部長兼マーケティング本部担当
2011年2月	ダイドードリンコ株式会社広域営業部長	2016年1月	同社取締役営業本部長
2012年1月	同社執行役員流通営業本部副本部長	2020年2月	マミヤ・オーピー株式会社執行役員事業推進本部副本部長
		2021年6月	エフ・エス株式会社専務取締役(現任)

監査役候補者とした理由

経理・財務に関する豊富な知識と経験を有していることから、監査体制を強化できるものと判断したことによるものであります。

候補者番号

2

ほ り うち
堀 内

ふ み た か
文 隆

(1950年9月3日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

新任

社外

独立

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1974年4月	警察庁入庁	2006年9月	日本証券業協会特別参与
1988年2月	愛知県警察本部刑事部長	2012年12月	アクサ生命保険株式会社顧問
1993年8月	島根県警察本部長	2015年7月	日本遊技関連事業協会専務理事
1998年8月	警察庁刑事企画課長	2021年11月	J-NET株式会社特別顧問(現任)
2000年2月	新潟県警察本部長		
2005年8月	中部管区警察局長		

社外監査役候補者とした理由

会社経営に直接関与した経験はありませんが、永年にわたり警察行政に携わり、中部管区警察局長等の要職を務めた後、業界団体の専務理事を務めるなど、業界に対する豊富な知識と幅広い見識を有しており、その専門的な見地により監査体制を強化できるものと判断したことによるものであります。

候補者番号

3

とけし のりひこ
渡慶次 憲彦

(1969年6月15日生) 所有する当社の株式数…………… 0株

新任

社外

独立

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1995年 2月	Hotta Liesenberg Saito LLP (米国) 入所	2006年 1月	Hotta Liesenberg Saito LLP (米国) パートナー就任 (現任)
2001年 4月	株式会社HLSグローバル代表取 締役 (現任)	2014年 6月	日本ドライケミカル株式会社監 査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

米国公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、その専門的な見地により監査体制を強化できるものと判断したことによるものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 畑山悟氏は、2023年5月31日をもって、エフ・エス株式会社専務取締役を退任予定であります。
3. 堀内文隆氏及び渡慶次憲彦氏は、社外監査役候補者であります。
4. 堀内文隆氏及び渡慶次憲彦氏は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立役員であり、両氏が承認可決された場合は、同取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、堀内文隆氏及び渡慶次憲彦氏が承認可決された場合、各氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>取締役会におけるスキルマトリックス(第1号議案及び第2号議案が承認可決された場合)

	氏名	特に専門性が発揮できる分野						
		企業経営	業界知見	営業/ マーケティング	製造/技術 研究開発/ DX	財務/ ファイナンス	人事労務	法務/ リスクマネジメント
取締役	すずき さとる 鈴木 聡	○		○	○	○		○
	はら あき ひこ 原 明 彦					○	○	
	つか のぶ あき 塚 野 信 明		○	○				
社外 取締役	えの もと よし のり 榎 本 善 紀	○	○	○	○			
	いし はら あき ひこ 石 原 明 彦	○	○	○	○	○	○	
監査役	はた やま さとる 畑 山 悟					○		○
社外 監査役	ほり うち ふみ たか 堀 内 文 隆		○					○
	と け し のり ひこ 渡 慶 次 憲 彦					○		○

第3号議案**退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件**

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 蒔田穂高氏並びに監査役 加藤節郎氏、社外監査役 相浦義則氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役は取締役会の決議、退任監査役は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社の業績および企業価値の向上等に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
蒔 田 穂 高	2017年6月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役会長（現任）
加 藤 節 郎	2019年6月 当社監査役（現任）
相 浦 義 則	2011年4月 当社社外監査役（現任）

以上

(添付書類)

第12期事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2020年4月の緊急事態宣言を皮切りに世界的に経済活動を制限していた新型コロナウイルス感染症に対し、外国人観光客の受入制限の段階的撤廃、2022年12月には中国の実質的なゼロコロナ政策解除など、世界的に行動制限が緩和され、経済活動の正常化が進みました。一方で欧米諸国による金融政策の転換を背景とした急速な為替変動や、長引くロシア・ウクライナ問題による原材料価格の高騰等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした中、遊技業界においては、11月にスマートパチスロの導入が始まり、スマートユニットへの引き合いが順調に推移いたしました。また期末にかけては4月初旬導入予定のスマートスロット向けの前倒し納品などもあり、売上・利益ともに大幅増収増益となりました。

当連結会計年度における売上高は21,691百万円（前年同期比89.5%増）、営業利益は4,465百万円（前年同期比298.4%増）、経常利益は4,639百万円（前年同期比265.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,299百万円（前年同期比240.5%増）となりました。

販売品目別の業績状況は、次のとおりであります。

機器売上高は、13,736百万円（前年同期比268.2%増）となりました。

カード売上高は、2,372百万円（同21.2%増）となりました。


システム使用料収入は、4,857百万円（同9.4%減）となりました。

その他売上高は、725百万円（同81.0%増）となりました。

売上高

216億91百万円

前年同期比

89.5%増 

経常利益

46億39百万円

前年同期比

265.1%増 

営業利益

44億65百万円


前年同期比

298.4%増 

親会社株主に帰属する
当期純利益

42億99百万円

前年同期比

240.5%増 

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は219百万円であります。その主な内容は、事務所設備の取得108百万円、加盟店用通信機器の取得70百万円、カードユニット等の機能追加・金型等の取得31百万円、であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、第三者割当による新株予約権の行使により、784百万円の資金調達を行いました。

4. 対処すべき課題

当社グループが事業を展開する遊技業界では、規制環境や市場規模が大きく変化する中、市場規模は縮小傾向にあります。

このような環境下、当社グループが中長期的な成長を維持し、経営基盤を一層強固なものとするために、コーポレートガバナンスの強化を図るとともに、サステナビリティを推し進めていくため、以下の課題に取り組んでまいります。

①調達プロセスの見直し及び生産体制の強化

原材料価格の高騰及び調達難への対応を最重要課題と認識しており、安定的な原材料調達が行えるよう、複数購買をはじめ、調達プロセスの改善を行ってまいります。また需要に応じた生産が可能となるよう、生産体制の見直しを行ってまいります。

②市場の変化に合わせた体質改善

コスト意識が一層高まるパチンコホールに対応するため、また競争力強化のために、社会的ニーズや市場ニーズを的確に捉えた新たな製品、サービスへの開発投資が不可欠となります。開発手法の改革や製造・購買・物流・システムの体制維持に関して最適化に努めるとともに、あらゆる業務を対象にその在り方を抜本的に見直し、体質改善を図ってまいります。

③開発投資の選択と集中

研究開発投資については、加盟店の維持・獲得に資する開発投資はもとより、あらたな事業の構築に向けた研究への投資も必要不可欠と考えております。開発投資に係る事業性検証のあり方をいま一度見直すとともに、選択と集中を図ってまいります。

④新規事業領域への挑戦

今後中長期的に成長していくためには、新たな事業領域を構築していくことが不可欠であると考えており、2022年4月1日にキャッシュレス事業の準備会社を立ち上げました。今まで培ってきたプリペイドカードシステムのノウハウを活かし、これからの社会的ニーズにマッチした新たな仕組みを創出し、継続的な成長を目指してまいります。

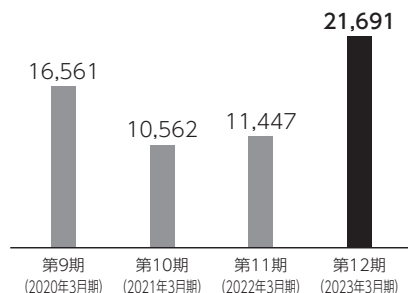
⑤人的資本への投資

企業の継続性と価値向上を図っていく上で人材戦略は重要な経営タスクであると考えております。外部環境や内部環境の変化に対応できる人材の教育に注力するとともに、外部人材の採用を進めております。従来の業務の枠組みに捉われることなく、より柔軟かつ機動的な組織力の強化に努めてまいります。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

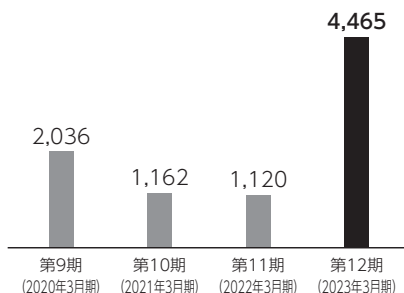
売上高

(単位：百万円)



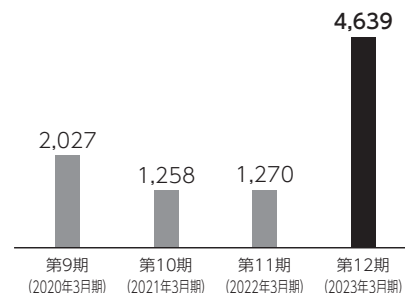
営業利益

(単位：百万円)



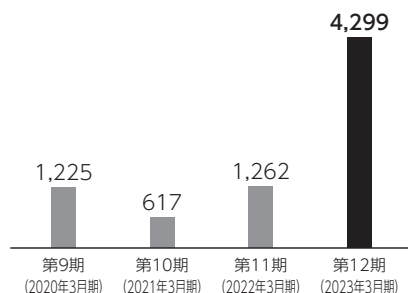
経常利益

(単位：百万円)



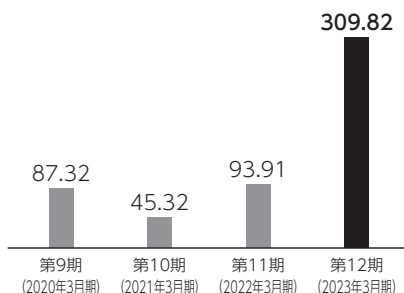
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



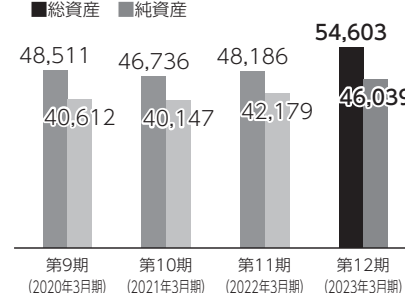
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



(単位：百万円)

区 分	第9期 (2020年3月期)	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	16,561	10,562	11,447	21,691
営業利益	2,036	1,162	1,120	4,465
経常利益	2,027	1,258	1,270	4,639
親会社株主に帰属する当期純利益	1,225	617	1,262	4,299
1株当たり当期純利益	87円32銭	45円32銭	93円91銭	309円82銭
純資産	40,612	40,147	42,179	46,039
総資産	48,511	46,736	48,186	54,603

(注) 記載金額 (1株当たり当期純利益を除く) は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本ゲームカード株式会社	5,500 ^{百万円}	100.00%	パチンコプリペイドカードシステム関連事業

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本ゲームカード株式会社	東京都台東区上野1丁目1番10号	11,390百万円	39,237百万円

7. 主要な事業内容

当社グループは、パチンコプリペイドカードの発行及び販売、遊技機用プリペイドシステム機器の企画・開発・販売・貸与及び保守等を主な事業としております。

(当社の事業内容)

当社は、子会社である日本ゲームカード株式会社の経営管理及びそれに付帯・関連する事業を行うことを目的とする持株会社であります。

8. 主要な営業所

当 社	本 社	東京都台東区
日本ゲームカード株式会社	本 社	東京都台東区
	営業所	北海道（札幌市）、北日本（仙台市）、東京（東京都台東区）、名古屋（名古屋市）、大阪（大阪市）、広島（広島市）、九州（福岡市）

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
208名	7名増

(注) 従業員数は、臨時従業員を除いております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
9名	1名増	47歳11ヶ月	10年4ヶ月

(注) 従業員数は、子会社からの出向者を含み、臨時従業員を除いております。

10. 主要な借入先の状況

当連結会計年度末における借入はありません。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 50,000,000株
2. 発行済株式の総数 14,239,697株（自己株式23,303株を除く）
3. 株主総数 11,738名
4. 大株主（上位14名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社SANKYO	1,401,600	9.84
マミヤ・オーピー株式会社	944,500	6.63
株式会社平和	612,000	4.29
京楽産業. 株式会社	611,900	4.29
サミー株式会社	611,900	4.29
株式会社大一商会	611,900	4.29
株式会社ニューギン	611,900	4.29
株式会社藤商事	611,900	4.29
サクサ株式会社	510,000	3.58
株式会社サンセイアールアンドディ	463,000	3.25
株式会社三洋物産	463,000	3.25
株式会社大都技研	463,000	3.25
株式会社竹屋	463,000	3.25
豊丸産業株式会社	463,000	3.25

(注) 1. 当社は、自己株式を23,303株保有しております。

2. 持株比率は、自己株式（23,303株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	蒔 田 穂 高	日本ゲームカード株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	鈴 木 聡	日本ゲームカード株式会社 取締役副社長
取締役	原 明 彦	日本ゲームカード株式会社 取締役
取締役	榎 本 善 紀	株式会社京楽産業ホールディングス代表取締役社長 京楽産業株式会社 代表取締役社長 株式会社オッカー 取締役
取締役	嶺 井 勝 也	株式会社平和 代表取締役社長 株式会社オリンピック 取締役 パシフィックゴルフマネジメント株式会社 取締役
常勤監査役	加 藤 節 郎	
監査役	相 浦 義 則	相浦義則税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 取締役（監査等委員）
監査役	天 野 裕 司	株式会社ディ・ライト 常務取締役

- (注) 1. 取締役榎本善紀氏、同嶺井勝也氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役相浦義則氏及び同天野裕司氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役相浦義則氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役相浦義則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 5. 当事業年度中に生じた役員の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏 名	重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
鈴木 聡	退 任	マミヤ・オーピー株式会社 代表取締役社長	2022年6月29日

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、代表取締役社長 鈴木聡氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりましたが、2022年6月23日付で社外取締役から代表取締役社長に異動したことに伴い、当該契約は終了しております。

3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。概要は以下のとおりです。

- ・被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であります（なお、このほか、被保険者の範囲には、当社及び子会社の執行役員その他会社法上の重要な使用人が含まれております）。
- ・保険料は、当社がその全額を負担しております。
- ・被保険者が当社又は子会社の取締役又は監査役としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用を填補するものです（執行役員その他会社法上の重要な使用人の場合もこれに準じます）。
- ・私的利益又は便宜供与を得たこと、犯罪行為、法令違反の認識がある行為、報酬又は賞与等が違法に支払われたこと、未公表情報を違法に利用して株式・社債等の売買等を行ったこと、政治団体・公務員・取引先の会社役員等に対して違法な利益供与を行ったことなどに起因する損害賠償請求等に対しては、保険金は支払われないこととなっております。

5. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 方針の決定の方法

2021年2月10日開催の取締役会において以下のとおり決議しております。

② 方針の内容の概要

・基本方針

当社の取締役の報酬は、遊技業界・当社グループにおける当社の使命・役割及び当社取締役の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

- ・取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに取締役に対して報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、金銭の固定報酬とし、「基本報酬」及び「役員退職慰労金」で構成する。「基本報酬」は、毎月固定額及び毎年度1回の臨時固定額とし、各役位を考慮して決定する（事情によっては支給しないこともできる）。「役員退職慰労金」は、役員退職慰労金に関する当社の内規に基づき支給する。

- ・業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容等の決定に関する方針並びに金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しない。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することに関する事項並びに取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役会は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部を代表取締役社長に委任する。当該代表取締役社長は、委任された権限の行使後、取締役会に報告することとする。

- ③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由後出の（４）に記載のとおりです。

(2) (1) 以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額400百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、監査役の報酬等の額は、2012年6月26日開催の第1期定時株主総会において、年間総額50百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長鈴木聡が業務執行取締役の個人別の報酬等を決定しております（なお、社外取締役は、独立性と公正性を担保するため、無報酬としております）。委任する権限の内容は、報酬額及び支払方法の決定であります。報酬額の決定を委任した理由は、事業環境や事業の進捗等の大局を踏まえつつ、社外取締役の意見や監督を仰ぎながら、各取締役の行動や貢献、各取締役に期待される事柄を最も良く評価できる立場にあるのが代表取締役社長であり、適切妥当な決定を期待することができるかと判断したためであります。取締役会は報告を受け、権限行使の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	2名 (0名)	90百万円 (-百万円)
監査役 (うち社外監査役)	2名 (1名)	14百万円 (3百万円)
合 計	4名	105百万円

- (注) 1. 上記支給人員は、当事業年度中に在任した人員（取締役5名、監査役3名）と異なっております。これは、無報酬の社外取締役2名及び社外監査役1名が在任しているためであります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額3百万円（取締役7百万円、監査役0百万円）が含まれておりません。
3. 業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社外取締役	榎 本 善 紀	株式会社京楽産業ホールディングス 代表取締役社長 京楽産業株式会社 代表取締役社長 株式会社オッケー 取締役
社外取締役	嶺 井 勝 也	株式会社平和 代表取締役社長 株式会社オリンピア 取締役 パシフィックゴルフマネージメント株式会社 取締役
社外監査役	相 浦 義 則	相浦義則税理士事務所 所長 日本コンセプト株式会社 取締役（監査等委員）
社外監査役	天 野 裕 司	株式会社ディ・ライト 常務取締役

- (注) 1. 京楽産業株式会社及び株式会社平和は当社の大株主であります。
2. 株式会社京楽産業ホールディングス、株式会社オッケー、株式会社オリンピア、パシフィックゴルフマネージメント株式会社、相浦義則税理士事務所、日本コンセプト株式会社及び株式会社ディ・ライトとの間に取引関係はなく、その他にも開示すべき関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	榎本善紀	2022年6月23日就任以降に開催された取締役会4回のうち3回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、業界の現状と照らしあわせた問題提起などが期待されるどころ、遊技業界での長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、商品開発などの個別案件について業界の状況を踏まえた問題提起や意見表明を行うなど、妥当且つ適正な意思決定に寄与しております。
社外取締役	嶺井勝也	2022年6月23日就任以降に開催された取締役会4回のうち3回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、業界全般の抱える課題と対処などについて有益な示唆を受けることが期待されるどころ、遊技業界での長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社がとるべき施策などについて適切な助言を行うなど、妥当且つ適切な意思決定に寄与しております。
社外監査役	相浦義則	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回のうち7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	天野裕司	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回のうち7回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました E Y 新日本有限責任監査法人は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	赤坂有限責任監査法人	E Y 新日本有限責任監査法人
(1) 当事業年度に係る報酬等の額	12百万円	1百万円
(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	38百万円	1百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を得ております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

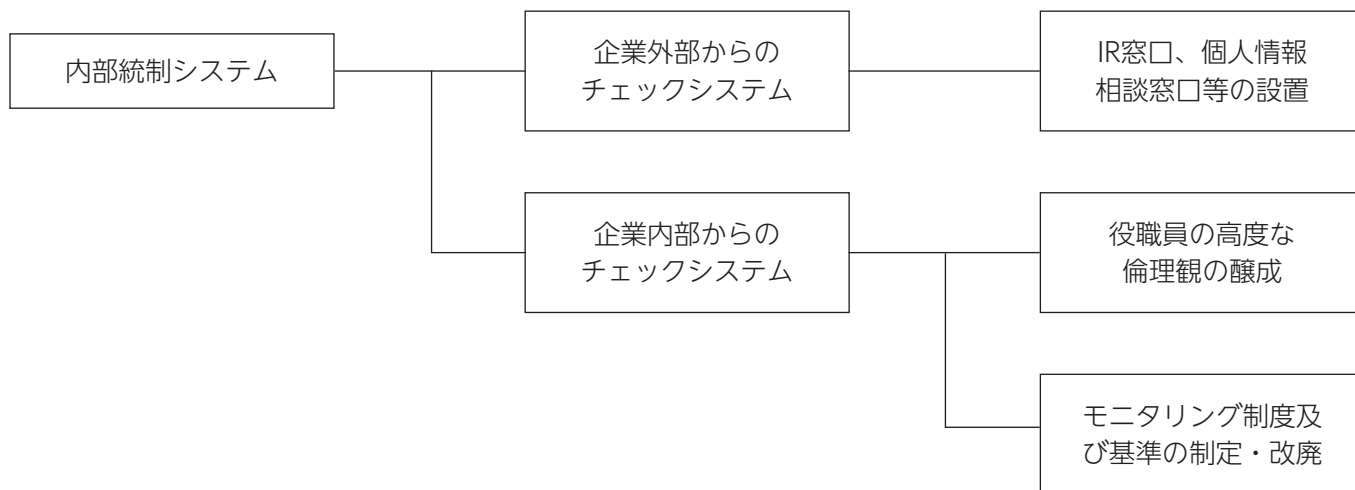
(1) 内部統制システムの基本方針

会社法第362条第5項（第4項第6号）に基づき、当社の内部統制システムの整備に関する基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関するものである。内部統制システムは、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を作ることを目的としている。

当社グループの経営が誰のために行われているかを明らかにし、株主の視点に立って、経営の効率性や経営の公正性をチェックすることをコーポレート・ガバナンスの大原則と考え、コンプライアンス体制並びにリスク管理体制を有効に機能させ、その体制の強化を図るために、以下、内部統制システムの構築・運用に関する基本方針を定める。なお、本基本方針は、取締役会決議によらなければ変更することができない。

① 基本方針

内部統制システムの構成は以下のとおりとし、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じなければならない。



② チェック体制の構築

上場会社としての情報開示体制に加え、各種ステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員等）からのフィードバックが得られるよう、情報開示体制を強化するとともに、フィードバック窓口等の設置によりチェックシステムを機能させるものとする。

③ 役職員の高度な倫理観の醸成

高い倫理観と誠実さを基本とする人間集団を醸成し事業に取り組む方針であることから、「行動規範」を制定し、内部統制システムのインフラとして、また、事業推進活動のインフラとして、「行動規範」の浸透に努めるものとする。

④ モニタリング制度及び基準の制定・改廃

内部監査制度や予算統制制度等のモニタリングシステム及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備し、今後の事業環境、経営環境の変化に合わせて、モニタリング制度及びモニタリング基準を継続的に制定、修正、統廃合していくものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

各取締役の業務執行並びに経営意思決定に係る情報の保存及び管理に関し、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 各種会議及び取締役会の議事録に関し、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持するものとする。
- ② 代表取締役が決裁する稟議書・決裁書は、取締役会及び監査役会における監督体制を確保するために、検索、閲覧しやすいファイリングシステムを維持する。
- ③ 各種会議及び取締役会の報告事項・決議事項については、経営環境に合わせて適宜見直すこととする。
- ④ 稟議書、決裁書、議事録、会議付議資料の取扱いについては、文書管理規程等に定めるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスクマネジメント体制（リスク回避のための体制）及び危機管理体制（リスクが顕在化した場合の体制）の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループの事業計画の立案及び進捗管理、内部監査部における当社グループに対する実地監査において、事業リスクを考慮したチェック体制を維持する。
- ② 当社グループは、平素のリスク管理意識の高揚とリスク防止体制を構築することを目的にコンプライアンス・リスク等管理規程を制定し、リスク管理指針を明確にする。
- ③ 当社グループは、コンプライアンス・リスク等管理規程に基づき、リスク管理主管部門活動、コンプライアンス・リスク等管理委員会活動、緊急対策本部の設置等、リスクに対する組織的対応を実施するとともに、運用状況のモニタリング体制を構築する。
- ④ 当社グループは、個人情報相談窓口等外部からの情報フィードバック窓口を設置し、フィードバック情報の分析体制を構築する。
- ⑤ モニタリング結果に関する取締役会への報告体制を構築する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の業務執行並びに経営意思決定に関する職務執行が効率的に行われることを確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループの事業計画立案に際して、各取締役の役割、責任を明らかにし、予算統制並びに監査役監査におけるモニタリングを容易にする。また、計画の実行可能性の確保のため、要員・資金等の経営資源を適正に配分・再配分することとする。
- ② 当社グループの役職員の業務執行に関しては、職務責任一覧及び各業務規程に準拠して行い、経営環境の変化に合わせて規程のメンテナンスを行うものとする。
- ③ 当社グループの事業計画と目標管理制度のリンケージ及び目標進捗チェック体制を確保し、当社グループの全役職員が経営目標に邁進する体制を構築する。

- ④ 当社グループの取締役の職務執行の支援体制として、必要に応じて弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等、社外の専門家との相談体制を確保するものとする。

(5) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンス体制の強化のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 当社グループにおける行動規範の浸透・普及活動を推進し、定期的に法令・定款の遵守状況をモニタリングするコンプライアンス・リスク等管理委員会を設置する。当委員会の委員長は当社取締役とする。
- ② コンプライアンス違反の抑止体制を構築することを目的に当社グループのコンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス管理指針を明確にするとともに、コンプライアンスに関する規程の遵守状況をコンプライアンス・リスク等管理委員会及び内部監査等でモニタリングする体制を構築する。
- ③ 当社グループの役職員に対する行動規範及びコンプライアンスに関する社内周知等の体制を構築する。
- ④ モニタリング結果の取締役会への報告体制を構築し、緊急事態が発生した場合は緊急対策本部等を設置する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 常勤監査役、内部監査部長は、内部統制システムが有効に機能するように、グループ会社の監査役、内部監査部門、予算統制部門等との情報交換を必要に応じて実施するものとする。
- ② グループ会社と取引が発生する場合は、取引基本契約書を締結し、取引内容につき内部監査、監査役監査の対象とするものとする。

- ③ グループ会社において、規模・事業特性に応じた内部統制システムを独自に構築させるとともに、当社内部統制システムのチェック対象とするものとする。
- ④ 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を支援するため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 内部統制システムの運用チェック部門である内部監査部は、監査役監査に全面的に協力するものとする。
- ② 監査役会から会社法施行規則第100条第3項第1号に関する要求が為された場合には、監査役会の意見を尊重し、速やかに専任者を配置するものとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関し、以下のように取り決める。

- ① 監査役会の依頼に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を選任する場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役及びその使用人の指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務すること、当該使用人の人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告体制の確立のため、以下の体制を継続的に維持し必要に応じて修正するものとする。

- ① 監査役は、社内全ての会議、委員会に出席し、また社内全ての資料を閲覧し意見を述べるができる。その際、監査役から報告依頼等が為された場合、役職員は、監査役の要求に協力しなければならない。
- ② 役職員は、監査役に以下の内容を含む当社グループの重要事項を定期的に報告しなければならない。
 - ・ 内部監査結果
 - ・ 予算統制結果
 - ・ コンプライアンス体制の運用結果
 - ・ リスク管理体制の運用結果
 - ・ 外部からのフィードバック情報
 - ・ 会計監査人、証券取引所、監督官庁からの依頼事項、提出文書
- ③ 当社グループの取締役・監査役及び使用人又は、これらの者から報告を受けた者は、以下の事項を監査役に報告するものとする。
 - ・ 当社グループにおける法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ④ 当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社グループは、監査役がその職務の執行について、会社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 当社グループは、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、予算を計上するものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制は、以下のとおりとする。

監査役監査が円滑に行われるように、取締役は、監査役監査の重要性を認識し、各部門長及び社員に協力体制を指導する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

当社は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となるコンプライアンス・リスク等管理規程に則り、役職員に対して法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しております。また、公益通報者保護法並びにコンプライアンス・リスク等管理規程に基づき「コンプライアンス通報・相談窓口」を設置することで、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためのコンプライアンス・リスク等管理規程を制定してリスクの把握・評価・対応策等によるリスク管理を継続的に行っております。また経営に与える影響が大きいと思われるリスクに関しては、取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

(3) 取締役の職務執行

取締役会を8回（うち書面決議2回）、法令・定款・社内規程等で定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

(4) グループ管理体制

取締役会において当社並びにグループ会社の経営状況等の報告をしており、現状を把握できる体制になっております。また、当社の内部監査部が当社並びにグループ会社の業務監査を定期的を実施しております。

内部監査は、グループ各部門の業務監査報告を社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

(5) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。当事業年度においては、7回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われております。監査役3名は当事業年度に開催された取締役会にも出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

また、常勤監査役は、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部と情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への適正な利益還元を最重要の経営課題の一つと考え、財務面の健全性を維持しつつ、安定配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2023年5月11日開催の取締役会決議に基づき、1株あたり17.5円とさせていただきます。これにより、1株当たりの年間配当金は、中間配当金とあわせて35円となります。

なお、当社は取締役会決議により剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	42,239
現金及び預金	9,104
受取手形	66
売掛金	4,248
営業未収入金	363
リース投資資産	210
有価証券	17,295
商品及び製品	6,051
原材料及び貯蔵品	122
供託金	4,292
その他	484
固定資産	12,364
有形固定資産	456
その他	456
無形固定資産	1,334
ソフトウェア	1,333
その他	0
投資その他の資産	10,574
投資有価証券	8,774
繰延税金資産	786
その他	1,049
貸倒引当金	△36
資産合計	54,603

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,297
支払手形及び買掛金	3,997
営業未払金	6
リース債務	143
賞与引当金	168
株主優待引当金	36
未払法人税等	739
その他	1,204
固定負債	2,267
リース債務	232
役員退職慰労引当金	50
退職給付に係る負債	446
その他	1,537
負債合計	8,564
純資産の部	
株主資本	46,697
資本金	5,500
資本剰余金	5,062
利益剰余金	36,163
自己株式	△28
その他の包括利益累計額	△658
その他有価証券評価差額金	△658
純資産合計	46,039
負債及び純資産合計	54,603

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		21,691
売上原価		11,869
売上総利益		9,822
販売費及び一般管理費		5,357
営業利益		4,465
営業外収益		
受取利息	114	
受取配当金	12	
投資有価証券売却益	4	
特許料収入	21	
資産除去債務戻入益	19	
その他	16	187
営業外費用		
支払利息	4	
固定資産除却損	7	
その他	0	12
経常利益		4,639
特別損失		
関係会社株式評価損	9	9
税金等調整前当期純利益		4,629
法人税、住民税及び事業税	735	
法人税等調整額	△404	330
当期純利益		4,299
親会社株主に帰属する当期純利益		4,299

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	18,621
現金及び預金	1,129
有価証券	17,295
前払費用	4
その他	192
固定資産	20,615
有形固定資産	3
建物	0
工具、器具及び備品	2
無形固定資産	41
ソフトウェア	41
投資その他の資産	20,570
投資有価証券	5,970
関係会社株式	11,390
関係会社長期貸付金	3,200
繰延税金資産	184
その他	25
貸倒引当金	△200
資産合計	39,237

科目	金額
負債の部	
流動負債	133
未払金	84
未払費用	1
未払法人税等	1
賞与引当金	7
株主優待引当金	36
預り金	1
固定負債	60
退職給付引当金	33
役員退職慰労引当金	26
負債合計	193
純資産の部	
株主資本	39,566
資本金	5,500
資本剰余金	31,604
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	29,604
利益剰余金	2,490
その他利益剰余金	2,490
繰越利益剰余金	2,490
自己株式	△28
評価・換算差額等	△522
その他有価証券評価差額金	△522
純資産合計	39,043
負債・純資産合計	39,237

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
関係会社経営指導料		75
関係会社受取配当金		268
売上総利益		343
販売費及び一般管理費		389
営業損失		46
営業外収益		
受取利息	25	
有価証券利息	113	
受取配当金	12	
投資有価証券売却益	4	
その他	6	162
営業外費用		
固定資産除却損	2	
その他	0	2
経常利益		113
特別損失		
関係会社株式評価損	319	
貸倒引当金繰入額	200	519
税引前当期純損失		406
法人税、住民税及び事業税	△28	
法人税等調整額	△13	△42
当期純損失		363

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池田 勉
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴きその事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお財務報告に係る内部統制については、取締役等及び赤坂有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年5月18日

株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス監査役会

常勤監査役 加藤 節 郎 ㊟

社外監査役 相浦 義 則 ㊟

社外監査役 天野 裕 司 ㊟

ゲームカード・ジョイコホールディングスの SDGsへの取り組み



株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスでは、SDGsに取り組む活動の支援を行っております。社会に与える影響に関心と責任を持ち、持続可能な社会を目指すための取り組みをしております。

川崎ブレブサンダース「&ONE」への協賛

当社は、B.LEAGUE所属のプロバスケットボールクラブ「川崎ブレブサンダース」が推進するSDGsプロジェクト「&ONE」に賛同し、活動を支援しております。10月の開幕戦では、「KAWASAKI LIGHT UP STAGE Supported by 株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス」として、ダブルダッチの世界チャンピオン「FLY DIGGERZ」のパフォーマンスを、そして12月31日には、車いすバスケットボールクラブ「川崎WSC」と、全国屈指の強豪クラブに所属する選手や日本代表経験のある選手などで構成したスペシャルチーム『川崎フレンズ』によるエキシビジョンゲームをサポートしました。また、2023年3月22日には、初の冠試合を行い大勢のお客様に観戦していただきました。

引き続き当社は&ONEサポーターとして、川崎ブレブサンダースの活動を支援してまいります。



大崎町「OSAKINIプロジェクト」への寄附

昨年に引き続き、資源リサイクル率12年連続日本一を達成した鹿児島県の大崎町にふるさと納税の仕組みを通じて寄附をさせていただきました。「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」の実現のため、今後の大崎町の取り組みの一助となれるよう支援をしております。

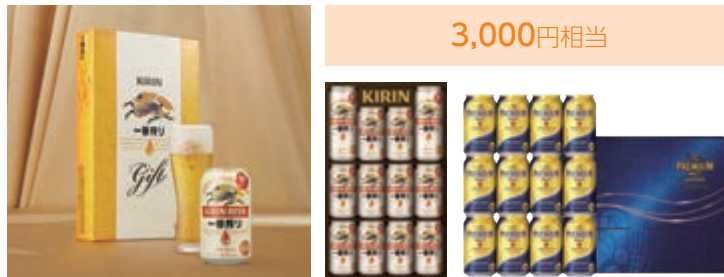


株主優待制度のご案内

当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方に当社株式を中長期に保有していただきたく、株主優待制度の充実を図っております。お申込み方法等につきましては、6月下旬～7月上旬にご郵送いたします優待カタログをご確認ください。

株主優待

BEER 大人気のビールセットを集めました



📖 お申込み方法は別途お送りする

贈呈対象

毎年3月31日現在の株主名簿に記載された、当社株式を100株（1単元）以上保有する株主様を対象といたします。

保有株式数	保有期間		
	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
100株以上500株未満	2,000円相当	2,500円相当	3,000円相当
500株以上	3,000円相当	4,000円相当	5,000円相当

ホームページのご案内

詳しくは当社IRサイトをご覧ください。
<https://www.gjhd.jp/ir/benefit/>



下記掲載商品はイメージとなります。実際の掲載商品とは異なる場合がございますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

商品サンプル ※画像はイメージです。

4,000円
相当



2,500円
相当



3,000円
相当



2,000円
相当



カタログギフトをご確認ください

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都台東区西浅草3丁目17番1号
浅草ビューホテル3階「祥雲Ⅲ」
 電話03-3847-1111 (代表)



交通

首都圏新都市鉄道
つくばエクスプレス
 「浅草駅」
 A2番出口 徒歩1分

東京メトロ銀座線
 「田原町駅」
 3番出口 徒歩7分

東京メトロ銀座線
 「浅草駅」
 1番出口 徒歩10分

東武鉄道 東武伊勢崎線
 (スカイツリーライン)
 「浅草駅」
 松屋出口 徒歩10分

都営浅草線
 「浅草駅」
 A4番出口 徒歩13分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
 スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
 読み取りください。



- おみやげはご用意しておりません。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 開催日時や開催場所が変更となる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gjhd.jp>) に掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。